

令和7年1月17日

協議の場の結果は以下のとおりです。

市町村名 (市町村コード)	四日市市 (242021)
地域名 (地域内農業集落名)	桜 (智積、桜西、桜北、桜南)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月17日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の高齢化および後継者の確保が困難なことから担い手が不足し、遊休農地の増加が懸念される。獣害の多発により収穫量の減少や対策費の負担が発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の主要生産物である水稻の生産の取り組みを継続するとともに、麦類作・露地野菜等の作付けを促進していく。当面の間は、現在の担い手が地区内の営農を行う。また地域全体で分散農地の集約化、田の畦畔撤去による区画拡大・排水整備を行うことで、担い手が耕作しやすい環境(農業体制)を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	148.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	148.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地の集約に向けて担い手为中心となり作目ごとの集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落ごと、担い手ごとで方針を検討し、農地の受け手・出し手ともに中間管理機構を活用して方針に沿って集積を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
施設の維持管理の取り組みについて、集落ごとに話し合いを継続的に実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
現状、営農している担い手に集積を進めるが、地域の意向も踏まえながら新規就農者の受け入れも検討し、新たな担い手の確保にも努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害について、集落単位で効率的な対策を行う。
- ②みえの安心食材表示制度等に基づいて、化学合成農薬や化学肥料の使用を減らし、安全・安心な作物の栽培に取り組んでいく。
- ③地域の農地を守っていく(営農継続)に当たっては、限られた人材で効率的な農業を目指すことが重要であることから、作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
- ⑦多面的機能支払交付金事業対象エリアにおいては、交付金を活用しながら、適正な農用地の維持管理を行う。
- ⑧取水施設の老朽化が見られるため、対策を図る。